

第9回 標準委員会 研究炉専門部会
研究炉廃止措置分科会議事録

1. 日時 平成13年11月9日(金) 13:30~17:00

2. 場所 日本原子力学会 会議室

港区新橋2-3-7 新橋第二中ビル3F

3. 出席者(敬称略)

(出席委員) 高柳(主査)、岡本(副主査)、福村(幹事)、和泉、伊東、伊藤、片岡、小林、小山、紺谷、野崎、松尾、村上、柳原、山内(15名)

(欠席委員) 中井(1名)

出席委員) 吉澤(谷本代理)(1名)

(常時参加者) 土生、村山(2名)

(事務局) 太田

4. 配付資料

R1SC9-1 第8回研究炉廃止措置分科会議事録(案)

R1SC9-2 標準委員会の活動状況

R1SC9-3 研究炉廃止措置標準案

参考資料

R1SC9-参考1 第10回標準委員会での議論メモ抜粋

R1SC9-参考2 標準制定スケジュール

5. 議事内容

議事に先立ち、事務局より、17名の委員中代理出席委員を含め16名が出席しており、定足数に達している旨の報告があった。

(1) 前回議事録の確認

前回議事録について承認された(R1SC9-1)。

(2) 標準委員会の活動状況

事務局より、R1SC9-2にて標準委員会の全般的な活動状況の報告を行った。この中で、前回の標準委員会で出された標準の「まえがき」についてのコメントを受けて、各分科会で「まえがき」の記載の充実を行っている等関連事項の説明を行った。

高柳主査より、11月7日午後、中沢部会長、高柳主査に事務局を加えた3名で文部科学省原子力安全課原子力規制室を訪れ、標準活動の概要及び本分科会で検討中の標準案について説明を行い、併せて本分科会(研究炉専門部会)への参加を依頼した旨の報告があった。

(3) 研究炉廃止措置標準分科会案の検討

小山、紺谷、野崎の各委員より、R1SC9-3の各分担任作成部分の説明を行った。以下のような審議が行われた。

(7. 廃棄物管理)

- 本文と解説とが重複した書き方になっている部分があり、本文は包括的な書き方とするような工夫が必要(放射能レベル区分他)
- 廃棄物の区分については、将来の処分に支障を来さないよう「処分からの要求により適切に分けておくべき」のような書き方が望ましい。
- 規格はあいまいであってはならず、記載に等がでてくるのは不適切(標準委員会での考え)。例を書く場合は、附属書(参考)又は解説に書く。例えば、7.2 a)で、本文は、“処分に関する記録”とし、解説にその例を記載する。
- 極低レベル廃棄物については、事業者が直接処分することも考えられ、「一部を除いて、……このセンターが実施する」(13頁18行)は言い過ぎ。
- 放射性気体のアルゴンは運転中は、誤動作を避けるため監視の制限値を緩くしてある。廃炉段階になれば、より厳しい数値を設定できるのに、運転中に準じたというのでは甘い。
- 気体について、解体時が運転時よりもシビアになることはない。ダストについては気体として扱っており、粉塵が解体時の大きな問題となる。これの扱いの考え方を明確にすべき。
- 気体と液体とを同一に取り扱うのは無理がある。液体については、運転中に準ずると言えるが、気体は明らかに運転中と異なる。
- 廃炉の段階になったら運転中よりも基準を下げられるとの考えが一般的であり、これに対して“運転に準ずる”とする考え方の妥当性をはっきりしておくべき。
- アルミニウムについては現行の六ヶ所での要求があることを考慮しておく必要がある。
- ストロンチウムについては、切断のため気化したものが運転中より沢山出てくる可能性がある。
- 「……唯一の例外……」(14頁2行)は言い過ぎ、“唯一”は不要。
- 「不確実性の程度を正確に推定……」(14頁下9行)の“正確に”は不要。

(6. 安全確保)

- ・本章では、廃止措置の各段階に応じて状況が変わり、管理が変わってくることを記載する。例えば、物理的防護は、使用済燃料の置かれている状況により大きく変わってくる（廃止措置時の使用済燃料の状況についてはまだ必ずしも明確となっておらず後で検討）。
- ・“6.6 一般工業安全”の下に“設備の機能維持”がでてきているが、機能維持すべき設備には放射線安全と一般安全に係わるものがあり、“設備の機能維持”について、構成上のランクを一つ上げる。

6.6 設備の機能維持

6.7 一般工業安全

- ・機能維持すべき設備について整理する際、工事を行うために必要なものと安全のために必要なものを仕分けする。
(5. 放射線安全評価)
- ・“5.1 周辺公衆の被ばく線量評価”には、内部被ばく（粉塵？）も考えられるので、内・外被ばくを考慮した記載にする。
- ・既設設備の遮へいについては設計で担保されているので、所定のものを入れている限り、スカイシャインについて再度評価を行う必要はない（入るものが違えば再評価の必要がある）。
- ・「……参考にするのがよい」（8頁11行）は規格として曖昧。また、「……想定しなくて良い」（8頁下7行）は解説ではなく規格本体に書く内容である。
- ・上記「参考にする」の意図は、出てくるものが小さい時必ずしもその指針通りに従う必要はないということであるが、現行の指針と相違することになる。
- ・“判断のめやす”として「合理的に達成可能な限り」というのは学会標準として適切か。“合理的”についての考え方を示す必要がある。
- ・“判断のめやす”の項は出さず、文章の中に入れ込んだほうが良い。

(4) 今後の予定

- ・次回は本日でできなかった2, 3, 4章について検討する。
- ・次回専門部会での中間報告に向けて、審議結果を反映した改訂版を各分担者の方で作成し、期日までに村山氏宛てにEメールで送付する。期日は12月10日の週で、次回専門部会の日程が決定した段階でこれを考慮して決定する。

6. 次回開催予定

第10回分科会を、12月5日又は7日で適当な会議室の確保を考慮し決定することとした。

以上